

指定管理者の指定について

下記のとおり霧島市春山緑地公園の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成27年2月17日提出

霧島市長 前田 終 止

記

- |         |                                   |
|---------|-----------------------------------|
| 1 対象施設名 | 霧島市春山緑地公園                         |
| 2 指定管理者 | 霧島市国分中央三丁目8番1号<br>一般財団法人霧島市施設管理公社 |
| 3 指定の期間 | 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで           |

（提案理由）

公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものである。

## 【指定議案説明資料】

### 1 霧島市春山緑地公園の概要

- ① 施設名 霧島市春山緑地公園
- ② 位置 霧島市国分重久5550番地2
- ③ 完成年度 平成26年度
- ④ 構造・面積 総面積：108,664㎡ 管理棟（倉庫付き）：100㎡  
トイレ：3棟 プレハブ倉庫：2個 審判用プレハブ：4個  
多目的グラウンド：40,644㎡
- ⑤ 設置目的 農業及び観光の振興並びに市民のスポーツレクリエーション活動の推進を図るため設置
- ⑥ 年間利用者数 12,279人（平成25年度実績）
- ⑦ 年間使用料 38,595円（平成25年度実績）

### 2 指定管理者の概要

- ① 団体の名称、代表者及び所在
  - 名称 一般財団法人霧島市施設管理公社
  - 代表者 理事長 中村 孝
  - 所在 霧島市国分中央三丁目8番1号
- ② 組織
  - 設立年月日 平成25年4月1日
  - 設立目的 公共施設を適正に管理するため霧島市と連携し、生涯スポーツや環境美化活動等の振興を図るとともに市民福祉の向上に寄与することを目的として設立
  - 職員数 27人  
(内訳) 霧島市職員1人、嘱託職員17人、事務補佐員2人、登録員7人

### 3 指定管理の方法等

- ① 指定管理の方法 直接指定
- ② 直接指定をする理由

平成26年10月に完成した春山緑地公園の管理運営については、近隣の施設と一体的な管理運営を行うことが望ましく、また、霧島市施設管理公社が蓄積した管理・運営技術や専門的スキルなどの経営資源を活用することによって、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成できるため。